

令和8年 富士見町 条例

第 21 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年9月4日

富士見町長 渡 辺 葉

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(富士見町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 富士見町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 4 年富士見町条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条第 2 項中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

(富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年富士見町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。